

公立保育所2施設における老朽化調査業務に係る質問及び回答

質問番号	質問内容	回答
1	<p>本件の参加資格は、令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格（物品・役務）における、大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」への登録と記載がされています。</p> <p>本件の資格要件には建築士の記載があり、建築士が参加要件とされる業務であれば、大分類「建設関連サービス」の中分類「建築設計・監理業」、「建築関連調査サービス業」の登録での参加は出来ませんか。</p> <p>もし難しいということでしたら、入札参加の後学のためにその理由を教えてください。</p>	<p>大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」としているため、大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設設計・監理業」、「建築関連調査サービス業」での参加はできません。</p> <p>本件は、既存の建物の適切な保全を進めるため、劣化や損傷等を調査するものとなります。建設関連サービス業は建設工事・測量業務及び建設工事に関連する設計・地質調査・監理を想定しているもので、本件の参加資格には該当しないと考えております。</p>
2	<p>2施設の竣工年月日を教えてください。</p>	<p>菊水乳児保育園は昭和45年8月27日、青葉保育園は昭和49年3月30日となります。</p>
3	<p>老朽化調査垂直範囲の確認です。最上階の屋上、地下ピットなど（具体的には、屋上の防水状況、避雷設備の取付状態、など）は対象外と考えて良いでしょうか。</p>	<p>老朽化調査の対象は、チェックリストに記載のある設備となります（屋上の防水状況や避雷設備の取付状態は対象外）。</p>
4	<p>老朽化調査水平範囲の確認です。菊水乳児保育園1階空間において、事務室、医務室、乳児室、厨房、便所、乳児便所、沐浴室、リネン室、乾燥室以外（具体的には菊寿園さま施設空間、エレベーター、階段、ボイラー室、電気室、油庫など）は対象外と考えて良いでしょうか。</p>	<p>菊水乳児保育園の入居している合築施設内にある札幌市菊寿園が専用で使用している設備については、老朽化調査の対象外となります。</p>